

風営適正化法の概要

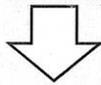
1. 主な規制対象

- ① 風俗営業……………娯楽を提供する営業 【健全化措置＋取締り】
- ② 性風俗関連特殊営業…性を売り物とする営業 【取締りのみ】

- ・ ①と②は、法律上、明確に区別されており、規制内容も異なる。
- ・ 「風俗」とは、一定の社会集団に広く行われている生活上の様々な習わし(広辞苑)。また、「風俗営業」の一般的な英訳は、entertainment and amusement business。
- ・ 料理店営業等の一部の風俗営業の名称は、法律上、「接待飲食等営業」とされている。

2. 料理店営業(2号営業)の概要

設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業



「歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」

《具体例》

○談笑・お酌等

特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為

○踊り等

特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、又は聞かせる行為

○歌唱等

特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子を取り、拍手をし、若しくはほめはやす行為又は客と一緒に歌う行為

○遊戯等

客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為

○その他

客と身体を密着させること、手を握ること等客の身体に接触する行為

風俗営業の規制内容

風俗営業は、客に娯楽を与えるものであるが、営まれ方いかんによっては、売春、賭博等の違法行為や少年の健全育成への障害を引き起こすおそれがあることから、所要の規制を設けている。

1. 主な規制内容

- 許可制(欠格事由あり)
 - 【人的欠格事由】 一定の刑に処せられ5年を経過しない者、暴力団員 等
 - 【物的欠格事由】 構造・設備が一定の基準を満たしていないこと 等
- 営業地域の制限
 - ・ 都道府県条例で定める地域での営業の禁止
- 営業時間の制限
 - ・ 午前0時から日の出時までの時間における営業の禁止
(都道府県条例により例外を設けることが可能)
- 照度の規制
 - ・ 一定の照度(2号営業は5ルクス)以下での営業の禁止
- 騒音及び振動の規制
 - ・ 条例で定める数値以上の騒音又は振動の禁止
- 広告及び宣伝の規制
 - ・ 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での広告又は宣伝の禁止
- 客引き等の禁止
 - ・ 客引き及び客引きのためのつきまとい等の禁止
- 年少者の保護
 - ・ 18歳未満の者について、客の接待をさせること、午後10時から日の出時までの間に接客業務に従事させること等の禁止
 - ・ 18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることの禁止

2. 優良な営業者への特例措置

法令の遵守状況が優良であるなどの条件を満たす者を特例風俗営業者として認定し、例えば、以下の特例措置を設けている。

- ・ 営業所の構造及び設備の変更については、都道府県公安委員会の事前承認に代えて、事後の届出で可
- ・ 定期講習を一度受けた管理者は、以後の定期講習を免除

和食の飲食店

- 料理の説明をする
- 料理の提供に伴い若干の会話をする
- お酌をして立ち去る
- 大広間で大勢の客をお座敷遊びに参加させる
- 大広間で大勢の客に舞踊や三味線を披露する

- 個室で特定の客の近くに侍り、継続して談笑やお酌をする
- 個室で特定の客に舞踊を披露したり、特定の客とお座敷遊びを行ったりする

他国料理の飲食店

- 料理の説明をする
- 料理の提供に伴い若干の会話をする
- カウンター越しに酒を注ぐ
- ホールで大勢の客をゲーム大会に参加させる
- ホールで大勢の客にダンスをさせたり、ショーを見せたりする

- 個室で特定の客にショーを見せる
- 特定の客と接触しながらダンスを踊る
- 客の口許まで飲食物を差し出し、客に飲食させる

客をもてなす行為の例

  : 風営法における「接待」(歡樂的な雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと)

こうした接待を伴う飲食店は風俗営業に該当